

平成25年度 第12回 役員会議事要旨

日 時 平成25年10月9日(水) 10時30分～11時29分

場 所 大学本部3階学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 岩本理事, 吉田理事

欠席者 宮崎理事

陪席者 川上監事, 向井監事, 後藤学長室長, 増子評価室長

- 議事に先立ち, 吉田新理事の紹介があった。
- 学長から, 平成25年度第10回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 審議事項 】

(1) 平成25年度インセンティブ給与支給について

学長から, 本件は, 附属病院勤務医師等の処遇改善を図るため, インセンティブとしての給与支給(一時金的措置)を行うことについて, 平成25年10月期及び平成26年4月期に支給する額を決定するものである旨の説明及び平成25年9月25日開催の役員会で協議し, 同日付けの経営協議会(持ち回り審議)で審議了承された旨の説明があり, 審議の結果, 了承された。

(2) 平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果(原案)に対する意見の申立てについて

学長から, 本件は, 平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果(原案)に対し, 意見の申立を行うかどうかを判断する案件である旨の説明があった。

次いで, 岩本理事から, 国立大学法人評価委員会の「業務運営・財務内容等の状況」に係る4項目は全て『順調』の評価を得ている旨, また, 増子評価室長から, 課題として指摘された事項はないが今後は『特筆』の評価が得られるよう鋭意努力する必要がある旨等, 評価室の分析結果を基に概要説明があった。

最後に, 評価結果(原案)に対する申立について, 軽微な字句の誤りを除き, 事実誤認等は見当たらないため「意見の申立は行わない」こととした旨の説明があり, 審議の結果了承された。

(3) 平成25年度経費削減計画の策定について（案）

学長から、本件は、今般の厳しい財政状況を踏まえ、経営合理化の徹底のために、平成25年度の削減計画を策定する案件である旨の説明があった。

次いで、財務部長から、各部局長は、平成25年度年度計画を達成するために、経費削減計画に定めた目標削減率の達成に向けた取組みを実施し、平成24年度の実績を上回ることがないように、全職員を挙げて経費の一層の削減に取組み、経費の抑制を図っていただくこと、また、平成25年度終了後に、今年度の目標削減率の達成状況を検証し、平成26年度の経費削減計画に反映する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(4) その他

特になし。

【 協議事項 】

(1) 佐賀大学早期卒業に関する規程の制定について

学長から、本件は、早期卒業に関することについて、本学学則において別に定めることとなっている卒業の認定について、所要の整備を行うため、規程を制定する案件である旨の説明があった。

次いで、学務部長から、制定の概要について、佐賀大学学則第6条第1項ただし書に規定する修業年限（3年以上4年未満）による卒業の認定について所要の整備を行うものであり、各学部は学生からの申出に対応できるように手続等の詳細について内規等の整備を進めること、また、平成25年9月12日開催の大学教育委員会において審議了承されている旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(2) 平成26年度学年暦及び年間行事予定表（案）について

学務部長から、平成26年度学年暦及び年間行事予定表（案）について、提案のポイントとして、予備日は平日のみの設定としている旨、各教員のやむを得ない理由による休講に伴う代替措置として、補講日を土曜日に設定する旨、祝日による授業日数調整の代替日は同じ週に設定することとしている旨、また、平成25年9月12日開催の大学教育委員会において審議了承されている旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(3) その他

特になし。

【 報告事項 】

(1) 平成24事業年度財務諸表の承認について

財務課長から、平成25年6月26日付けで提出した、平成24事業年度財務諸表について、9月24日付けで文部科学大臣から承認通知があった旨の報告があった。

(2) 佐賀大学入学者選抜規則の一部改正について

学務部長から、本件について、佐賀大学入学者選抜規則第2章第2条2項の入試委員会委員にアドミッションセンター副センター長を加えることに伴い、所要の改正を行った旨の報告があった。

(3) 佐賀大学とヴィタウタス・マグヌス大学（リトアニア）との大学間学術交流協定及び学生交流協定の締結について

国際課長から、本件について、平成25年8月に大学間の学術交流協定及び学生交流覚書を締結した旨及びその概要について報告があった。

後藤学長室長から、覚書が英語とリトアニア語の2カ国語で締結されていることについて、リトアニア語を認めるのであれば日本語も加えるべきではないかとの疑義があり、国際課で今後は留意することとなった。

(4) 佐賀大学日本語・日本文化研修コース規程の制定について

国際課長から、本件の授業科目及び履修方法等を明確にするために学長裁定により制定した旨の報告があった。

(5) その他

特になし。

【 その他 】

- 学長から、学長主体で各部課等において業務の見直しを行いたいとの発言があった。

以 上